

一般の皆様へ

### <水道法改正に伴う給水装置工事事業者の指定の更新制導入について>

水道法の一部が改正され、令和元年10月1日から施行されます。

これに伴い、お客様が給水装置工事をする際に工事依頼し、施工を行っている給水装置工事事業者の指定について、5年の更新制が導入されます。

これまでの制度は、工事業者の廃止・休止といった現状が反映されにくく、工事業者の実態把握が困難なものであり、無届工事や技術力不足にみられる施工不良等の違反行為が全国で発生しています。

このような課題を解決するため、更新制を導入します。更新の際には、技術力や実績を確認することにより、指定基準に規定されている要件を満たしているかを改めて確認します。

皆様が依頼される給水装置の工事や修繕が、規則で定める基準に適合したものであり、水道水及び給水装置をより安心して使っていただけるよう改善する制度です。

今後、更新時に把握した指定給水装置工事事業者の情報をホームページ上で情報提供していきます。

※給水装置工事（宅内配管や給水栓等）の新設・改造工事を行う際には、上下水道課に申込みが必要です。詳しくは「水道を新設するとき」をご覧ください。